一般社団法人国頭村観光協会　会費規程

（目的）

第1条　この規程は、一般社団法人国頭村観光協会（以下、「本協会」という。）定款第8条の規定に基づき、会費に関して必要な事項を定めるものとする。

（種類及び金額）

第2条　会費の年額（12か月分）は、別表1のとおりとする。

（資格）

第3条　本協会の正会員として入会することができる者は、本協会の目的に賛同する者、本協会の賛助会員として入会することができる者は本協会の事業を賛助しようとする者とする。

(会費の納入方法)

第4条　会員は、毎事業年度、その事業年度の会費を本協会所定の方法により納付しなければならない。

２　会員は直接事務局へ納付するか、自動口座振替又は派遣した職員に納付しなければならない。

３　会員は会費の納付時期は毎会計年度初めより3月末日までとする。

　４　会員は年会費について通知された日から３カ月以内に本協会に納入しなければならない。

　５　賛助会員は、前項に規定されている額を超えて会費を収めることができる。

　６　複数社（店舗）を経営している法人、個人の正会員の会費は各々の事業所単位とする。

　７　前項の規定にかかわらず、期限を定めて通知されたときは当核期限までに本協会事務局に納入しなければならない。

（中途入会の会費）

第５条　事業年度の途中に入会した会員の当核事業年度の会費年額は入会の日の属する月の翌月から年度末までの月数による。

（改廃）

第６条　この規程を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附則

１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この規則は、平成３０年６月１３日に改正する。

別表1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 年　額 | 従業員数(家族従業員含む) | 備　　　考 |
| 1区分 | 20,000円 | 31人以上 |  |
| 2区分 | 10,000円 | 11人～30人 |  |
| 3区分 | 6,000円 | 2人～10人 |  |
| 4区分 | 4,000円 | 1人 |  |
| 賛助会員 | 5,000円 | 一律 |  |